

令和8年10月26日

自由民主党 組織運動本部 厚生関係団体委員会
委員長 安藤 たかお 先生
同 政務調査会 厚生労働部会
部会長 仁木 博文 先生

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴口 里則
日本介護支援専門員連盟
会 長 初山 昌平

質の高いケアマネジメントの維持継続に関する予算要望について

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、利用者の「その人らしい生活」を支えるために、その家族を含め幅広い支援を行っております。また、介護保険法において、ケアマネジメントの専門職として、その重責を認識して努力を重ねてきました。介護保険サービスの利用支援はもちろんのこと、医療・介護連携促進や介護保険以外のサービスへの対応、家族介護者の介護離職防止のための相談支援、災害時の被災者支援や、利用者等が納得できるまで各種サービスの提示と説明をし、利用者の状態に応じ意思決定を支援する等、介護保険制度の要として公正中立なケアマネジメントを行ってまいりました。

そうした中、複合的な課題を抱える高齢者や頼れる身寄りのない高齢者の増加に伴い、ひとり暮らしによる家族機能低下や認知症等に起因する通院や入院時のサポートが増え、介護支援専門員が必要に迫られて対応する場面も増加しております。

他方で、他産業における賃金上昇と比べた介護支援専門員および主任介護支援専門員の処遇の状況や、介護支援専門員実務研修受講試験の受験者の減少などにより、人材確保がますます困難になってきております。加えて、介護支援専門員が利用者やその家族等からハラスメント等の被害に遭うケースも報告されており、訪問時の安全対策についても強く求められております。

居宅介護支援事業所は人員規模の小さい事業所が多く、経営基盤は他の介護保険サービスに比して弱いです。ケアマネジメントに関する報酬・基準を検討するにあたっては、居宅介護支援事業所において、介護支援専門員がより質の高いケアマネジメントができる環境作りと介護支援専門員の魅力発信が必要と考え、下記のとおり適切に介護報酬上の評価をお願いし、必要な予算確保につきまして要望いたします。

○令和9年度予算に関する要望事項

令和9年度予算に関する要望事項について、以下の通り意見を具申いたします。
格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 介護報酬等における処遇改善の原資となる、居宅介護支援・介護予防支援に関する基本報酬および処遇改善加算の加算率の介護職員相当への引き上げに関する予算確保について

【要望理由】

介護支援専門員の人材確保は近年急速に困難になってきており、有効求人倍率は8.24倍ⁱで、同じ調査による介護職員等を大きく上回る状況となっています。当協会の居宅介護支援事業所の介護支援専門員等を対象とした調査ⁱⁱでは、居宅介護支援事業所に常勤専従で勤務する介護支援専門員の平均月額給与額は382,536円となっており、令和7年度介護経営概況調査における介護支援専門員の給与費429,647円ⁱⁱⁱに比べ47,111円低い結果となっています。さらに、介護支援専門員の資格は医療・福祉・介護の法定資格取得以降5年経験の後に取得しますが、上乘せ措置が講じられている有資格の介護職員（例；介護老人福祉施設介護福祉士；430,505円）よりも低い結果^{iv}となっています。また、居宅介護支援事業所の40%は赤字経営^vとなっており、光熱水費等物価高騰の影響もあり厳しい経営環境にあります。

このため、現在の物価高騰による事業所経費の増加に応じた検討と合わせ、介護支援専門員の人材確保・定着へ向けて、居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所等において、処遇改善が可能となるように基本報酬の引き上げができる予算確保を要望します。

2. 新たな相談支援類型（登録施設介護支援、登録施設介護予防支援）創設における介護報酬上の加算も含めた、居宅介護支援相当の評価が可能となる予算確保について

【要望理由】

利用者が自宅から有料老人ホーム等に入居した後も継続してケアマネジメントを担う居宅介護支援事業所は、有料老人ホーム等と同一建物内もしくは併設して設置しているとは限らず、地域内に独立して運営していることが一般的です。加えて、同一の有料老人ホームの入居者を多数担当するわけではありません。このため、居宅介護支援事業所のケアマネジャーは通常の居宅介護支援と同様に、担当する利用者が入居する有料老人ホームに個別に訪問することとなり、また、ホーム側との調整も必要となるため、通常の居宅介護支援よりも負担が大きくなる場合も少なくありません。

また、新たな相談支援類型には、地域生活相談といった内容も含まれており、現時点でその内容が未確定であるなかではありますが、ケアマネジャーの業務負担も懸念されます。

これらのことを鑑み円滑な登録制移行が行われるようにするためにも、新たな登録施設介護支援、登録施設介護予防支援創設においては、現行の居宅介護支援における各種加算も考慮して、居宅介護支援相当の介護報酬上の評価を要望します。

3. 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上・従事者確保と、若者が直接、介護支援専門員資格を取得することが可能となるような、大学教育等を視野に入れた資格取得制度について

【要望理由】

介護支援専門員の資格については、医療・福祉に関する他の法定資格を取得後に、5年以上の実務経験を経て、介護支援専門員実務研修受講試験に合格後、実務研修を修了し登録する仕組みとなっております。一方、近年、介護支援専門員（ケアマネジャー）を志望するこども、学生等若年者の声を耳にいたしますが、他の資格・免許のように直接、介護支援専門員を目指すことはできません。このため希望する若者が、直接、介護支援専門員を目指し、将来的に専門的技能や知識を習熟し、実践することを視野に入れた教育および資格取得制度について検討をお願いいたします。

○令和9年度税制改正に関する要望事項

居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所に関する法人税等の取扱いについて以下の通り意見を具申いたします。格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 居宅介護支援事業所や地域包括支援センターにおける居宅介護支援費・介護予防支援費に得る所得に対する法人税等の非課税措置（特別措置）の検討について

【要望理由】

ケアマネジメントにおいて介護支援専門員は、非常災害時支援はもちろん、他法に基づく医療連携や福祉申請はじめ、多くは民間事業者でありながらも各種の公的支援を行っています。現在法人類型によって一部では非課税扱いとなっておりますが、法人類型に関わらず、居宅介護支援費・介護予防支援費に関しては、法人税等の非課税としての取扱いを要望いたします。

以上

【出典・参考】

- ⁱ 全国社会福祉協議会 中央福祉人材センター 福祉のお仕事 福祉分野の求人求職動向 福祉人材センターバンク 職業紹介実績報告（令和8年2月）4. 有効求人倍率（分野別・職種別）（2）職種別有効求人倍率
介護支援専門員
- ⁱⁱ 日本介護支援専門員協会 令和9年度介護報酬改定に向けた居宅介護支援事業所および介護予防支援事業所に勤める介護支援専門員の給与の調査、n=426 2026(令和8)年6月
- ⁱⁱⁱ 厚生労働省令和7年度介護経営実態調査 居宅介護支援 31 常勤換算1人当たり給与費 常勤
介護支援専門員
- ^{iv} 厚生労働省令和7年度介護経営実態調査 介護老人福祉施設 37 常勤換算1人当たり給与費 常勤 介護福祉士
- ^v 厚生労働省 令和7年度介護経営実態調査の概要 赤字事業所・黒字事業所数の割合（令和6年度決算）
居宅介護支援

介護支援専門員・主任介護支援専門員の ～処遇改善、居宅介護支援事業所基本報酬の評価等～ (参考資料)

2026（令和8）年10月26日



©Japan Care Manager Association

1

1. 介護支援専門員・主任介護支援専門員の 人材確保・定着へ向けた処遇改善

※1「令和7年度介護事業経営概況調査」令和7年12月3日（第249回社会保障審議会 介護給付費分科会 資料1-2）

※2「介護支援専門員にかかる令和7年度の給与調査」令和8年6月 日本介護支援専門員協会（調査結果に法定福利費加え金額補正）

種別	令和7年度介護経営概況調査 常勤換算1人当たり給与費
介護老人福祉施設 有資格介護職員	430,505円（※1）
介護老人保健施設 有資格介護職員	420,227円（※1）
居宅介護支援事業所 介護支援専門員	429,647円（※1） 382,536円（※2） 会員調査と▲47,111円の差

介護福祉士資格等を取得し、関連する法定資格の実務経験を経て、受験資格ができ、近年、合格率 10%から20%程度の試験に合格し（平成30年度10.1%、令和7年度25.6%）実務研修修了後に登録。さらに義務研修がある介護支援専門員の経験技能と、給与費とが一部で逆転している状況です。介護支援専門員、主任介護支援専門員の人材確保がままならない状況です。

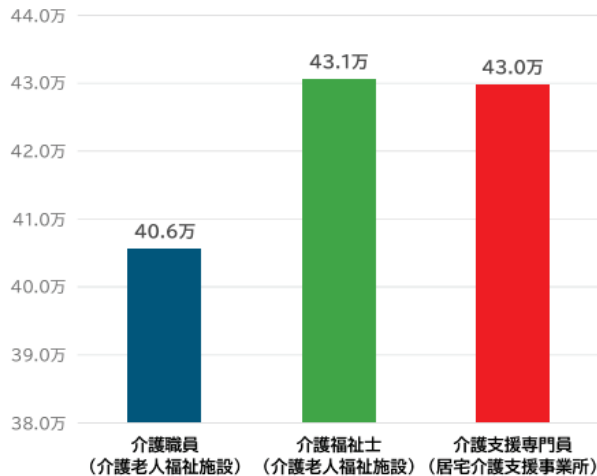
©Japan Care Manager Association

2

介護支援専門員の人材不足&処遇改善

介護支援専門員の給与

出典：令和7年度 介護事業経営概況調査(厚生労働省)

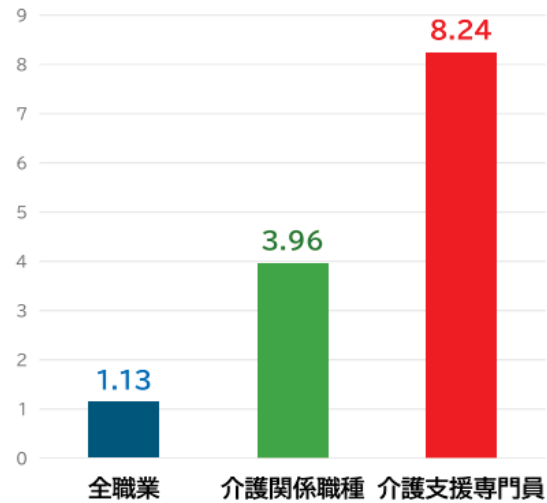


必要な資格	
なし	
介護福祉士	
介護福祉士等 +(プラス) 介護支援専門員	

介護支援専門員は高いハードル(法定資格+実務経験、研修等)を経て資格を取得しているにもかかわらず、給与面での評価があまりない。(人材不足に拍車がかかっている)

有効求人倍率(令和8年2月)

出典：一般職業紹介状況(厚生労働省)
：福祉分野の求人・求職動向(中央福祉人材センター)



介護関係職種の有効求人倍率は、全産業より高い水準で推移している。
そのなかでも介護支援専門員の有効求人倍率は、飛びぬけており、人材確保が厳しい。

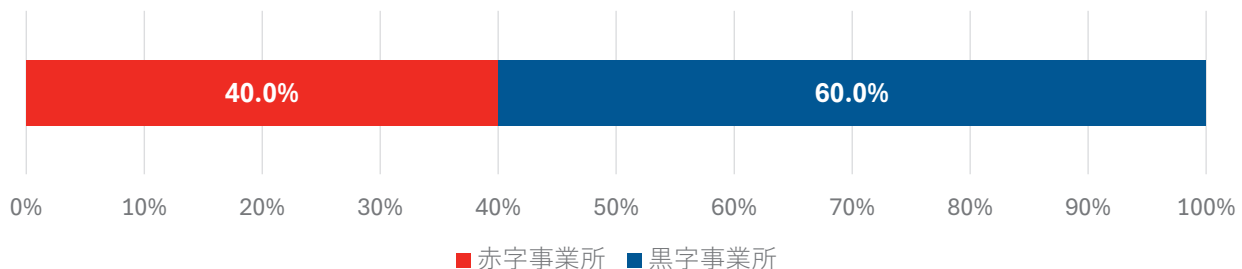
「【緊急！】介護分野の幅広い職種の賃上げ及び介護事業所の経営調査(速報)2026(令和8)年10月2日」より抜粋

©Japan Care Manager Association

3

1. 介護報酬における処遇改善の原資となる基本報酬等の引き上げ

居宅介護支援 赤字事業所・黒字事業所の割合(令和6年度決算)



「令和7年度介護事業経営概況調査」令和7年12月3日(第249回社会保障審議会 介護給付費分科会 資料1-1)より

居宅介護支援事業所は数名单位の小規模事業所が多く、このため収支差額も少額になり(令和7年11月26日第42回介護事業経営調査委員会)、処遇改善はじめ生産性向上のための設備費等への充当も難しい状況があります。

また、令和7年度介護事業経営概況調査では赤字事業所の割合が40%になっており、経営状況が厳しい事業所も少なくありません。

©Japan Care Manager Association

4

1. 生産性向上等を要件とした処遇改善加算 上乗せ分への対象化

中央福祉人材センター「福祉分野の求人・求職動向 令和8年2月暫定版」

	有効求人数 (複数回答)		有効求職者数 (希望・複数回答)		有効求人 倍率	有効求職者数 (第一希望)		有効求人 倍率
	人数	割合	人数	割合		人数	割合	
介護職（ヘルパー以外）	24,015	37.0%	4,522	35.6%	5.31	3,942	31.0%	6.09
介護補助（介護助手）	798	1.2%	1,362	10.7%	0.59	628	4.9%	1.27
相談・支援・指導員（施設）	11,005	17.0%	3,000	23.6%	3.67	1,734	13.6%	6.35
相談・支援員（相談支援機関等）	677	1.0%	1,400	11.0%	0.48	623	4.9%	1.09
介護支援専門員	1,822	2.8%	434	3.4%	4.20	221	1.7%	8.24

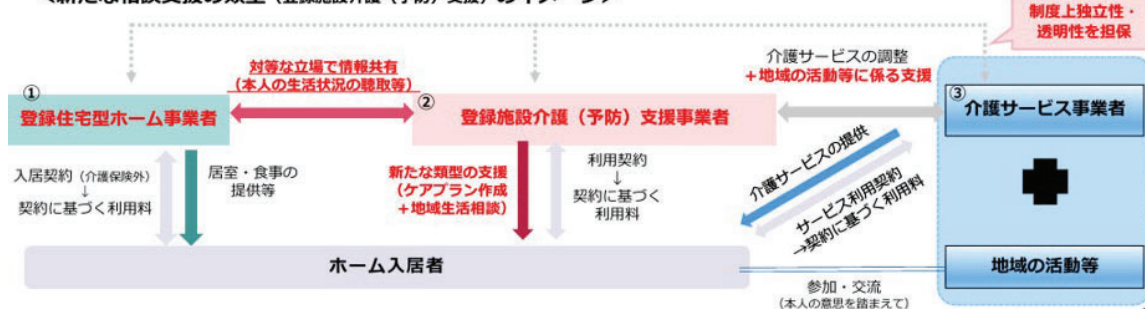
直近である令和8年2月の統計調査によれば、介護支援専門員の職種別有効求人倍率は**8.24**倍となっており、引き続き、介護職の**6.09**倍を大きく上回る状況となっています。**居宅介護支援事業所数の減少も見られ、介護支援専門員の人材確保のため、介護職員同様、処遇改善加算の上乗せ対象となるようお願いいたします。**

©Japan Care Manager Association

5

2. 新たな相談支援類型創設における 介護報酬上の加算も含めた現行相当の評価

<新たな相談支援の類型（登録施設介護（予防）支援）のイメージ>



※ 特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）では、①～③を一体的に提供（外部型の場合は、①・②を提供するほか、③を委託により提供）

第256回社会保障審議会介護給付費分科会（令和8年4月27日開催）資料3より抜粋

今般、介護保険制度改正により住宅型ホーム等の利用者に、新たな相談支援（登録施設介護支援）の導入が予定されております。対象となる利用者は現在、居宅介護支援、介護予防支援を利用されています。制度施行時、事業所・利用者は 新たな相談支援へ移行されることが想定されますが、継続的に利用できますよう、新たな相談支援類型においても、現行の居宅介護支援における報酬相当分は引き続き評価するなど、新サービスへの円滑な移行が可能となるような報酬体系とすることをお願いいたします。

©Japan Care Manager Association

6

3. 大学教育等を視野に入れた資格制度の確立

○介護支援専門員資格については、医療・福祉に関する他の法定資格を取得後に、**関連する法定資格の実務経験**を経て、介護支援専門員実務研修受講試験に合格後、実務研修を修了し登録する仕組みとなっております。

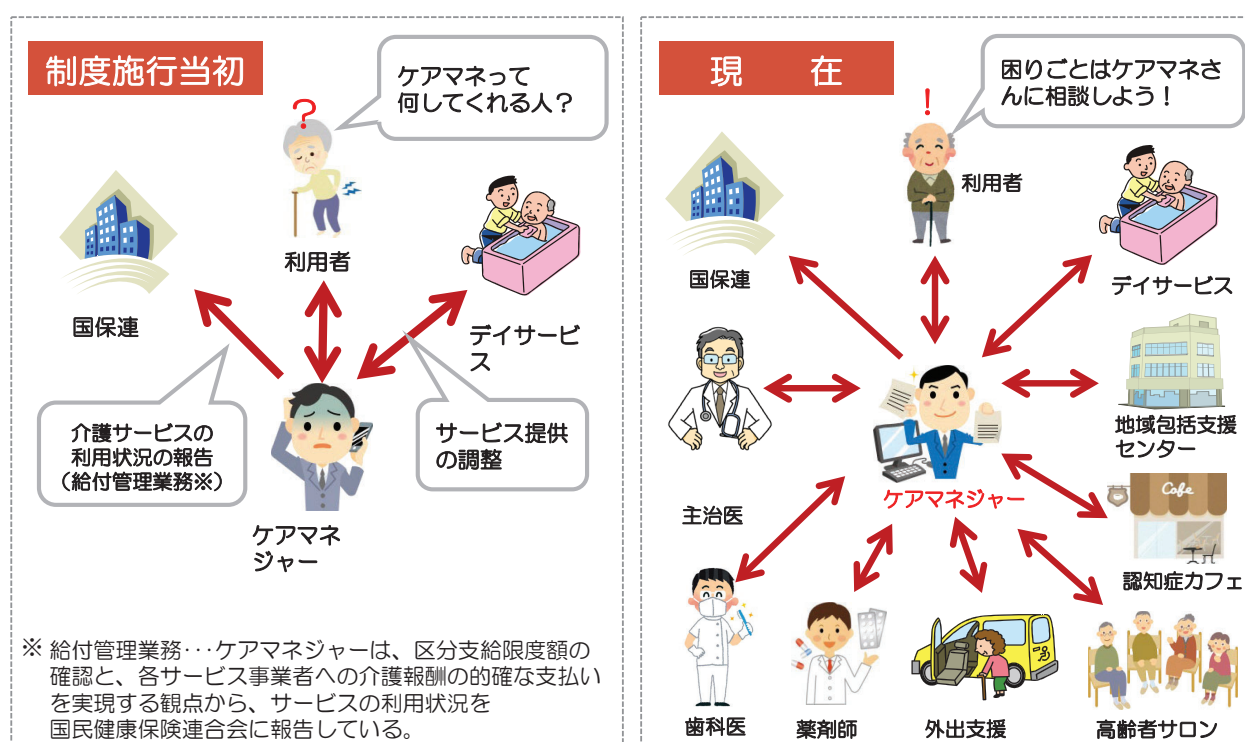
○前述の通り、介護支援専門員・主任介護支援専門員の確保が困難となりつつあります。一方で近年は、介護支援専門員を志望するこどもや学生等の若年者層からの声を耳にしますが、他の資格・免許のように直接に介護支援専門員を目指すことはできません。

このため、**希望する若者がダイレクトに介護支援専門員を目指すことができるためにも、大学教育等を視野に入れた資格取得制度が必要です。**

©Japan Care Manager Association

7

広がる関係職種との連携

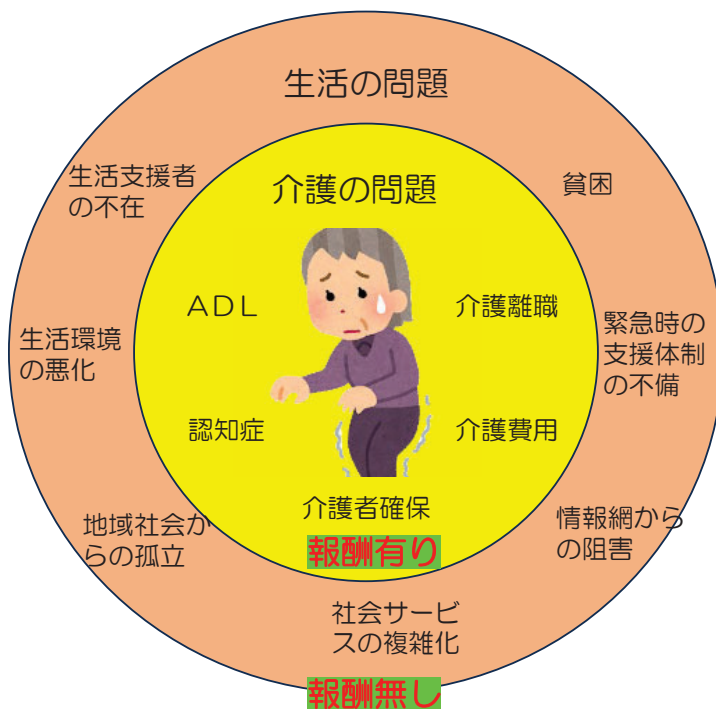


©Japan Care Manager Association

8

トータルケアマネジメントの実現を

高齢者の生活を脅かす要因



ケアマネジメントは
「多様なサービス提供主体により
総合的かつ効率的に提供される」
ためのセーフティネット



地域包括ケアシステム実現のため
の地域づくりに必要な要素



高齢者の**自立した生活**を確保する
ためには、介護保険の枠を超えた
社会資源の存在と、そこにつなぐ
総合的なケアマネジメントが必要

自立した生活の実現というケアマネジメントの本質に適した環境整備を